

# 伊那市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 70,699	千円 31,220,694	千円 767,942	千円 5,121,599	% 16.4	% 19.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 638	千円 2,370,867	千円 382,583	千円 886,622	千円 3,640,072	千円 5,705	千円 5,898

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

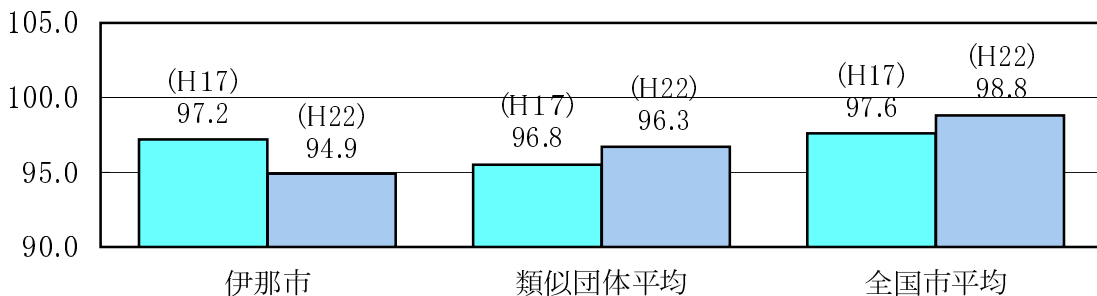
### (3) 特記事項

市町村合併を機に、職員の給与制度について見直しを行いました。従来の勤務年数を主体とした昇格基準を、課長、係長等の職務内容に基づく昇格基準に改め、人事評価制度も導入していきます。

給料月額については、3市町村のいずれの水準をも下回る給付水準に改めました。

職員手当については、そのほとんどを国の支給内容に準拠するよう改正しました。また、特殊勤務手当については、見直しにより10種類の手当を廃止しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

### (5) 給与改定の状況

- 1 伊那市は人事委員会を設置していないため、人事委員会による勧告はありません。  
2 月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定しています。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

(単位:円)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行なう前のものです。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊那市	44.8 歳	334,492 円	374,469 円	358,547 円
長野県	45.6 歳	352,827 円	418,807 円	389,151 円
国	41.9 歳	325,579 円	— 円	395,666 円
類似団体	43.8 歳	331,740 円	383,940 円	358,484 円

## ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
伊那市	49.5歳	5人	334,800 円	375,780 円	361,437 円	—	—	— 円
給食技師	51.9歳	2人	359,800 円	385,800 円	381,717 円	調理師	44.2歳	256,100 円
バス運転手	47.9歳	3人	318,200 円	369,100 円	347,917 円	営業用バス運転手	49.4歳	243,500 円
長野県	50.8歳	195人	309,211 円	341,044 円	340,843 円	—	—	—
国	49.3歳	3,955人	284,514 円	— 円	322,291 円	—	—	—
類似団体	49.1歳	39人	295,951 円	318,916 円	307,852 円	—	—	—

区 分	参 考			
	(A/B)	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
伊那市	—	—	—	—
給食技師	1.51	6,343.8 千円	—	—
バス運転手	1.52	5,882.5 千円	—	—

(注)1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。また、(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

- 2 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。(平成19～21年の3ヶ年平均)
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

## (2) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分		伊 那 市	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	採用なし	135,600 円	137,200 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	245,989 円	289,051 円	334,057 円
	高 校 卒	227,233 円	264,400 円	290,303 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

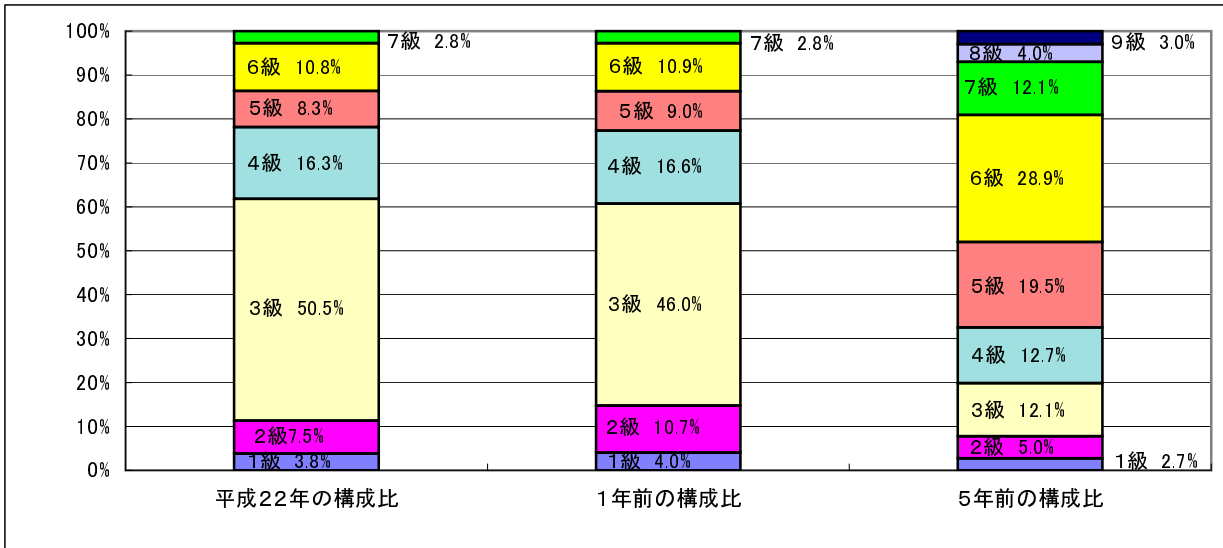
## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・局長・総合支所次長の職務 教育委員会事務局次長・議会事務局長の職務 参事の職務	人 12	% 2.8
6 級	課長・室長・施設長・企画調整幹の職務 選挙管理委員会事務局次長・監査委員事務局次長・農業委員会事務局次長・公平委員会事務局次長の職務 副参事の職務	人 46	% 10.8
5 級	課長補佐・室長補佐・次長の職務 主幹又は技幹の職務	人 35	% 8.3
4 級	係長・支所長・園長・副園長・診療所の事務長の職務 美術館の副館長の職務 副主幹又は副技幹の職務	人 69	% 16.3

3 級	主査又は技術主査の職務 主任又は技術主任・主任給食技師の職務 主任事務員又は主任技術員の職務	人 214	% 50.5
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする事務員又は技術員の職務	人 32	% 7.5
1 級	主事又は技師・給食技師の職務 書記又は技手の職務 事務員又は技術員の職務	人 16	% 3.8

- (注) 1 伊那市給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。  
2 一般行政職の職員数に福祉職、医療職、企業職等は含まれないので、市職員総数とは異なります。  
3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

伊 那 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,390 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,538 千円	公表数値がありません
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.35) 月分 (0.65) 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務成績の勤勉手当への反映は行っていません。(一律支給)

**(2)退職手当（平成22年4月1日現在）**

(支給)	
その他の加算措置 早期退職者2～20%加算(45歳早期退職者にあつては30%)	その他の加算措置 早期退職者2～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

**(3)特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）**

		千円
		円
		%

(注) 夜間看護手当等10種類の特殊勤務手当を廃止しました。

**(4)時間外勤務手当**

	平成20年度決算
	130,355 千円
職員1人当たり平均支給年額	

**(5)その他の手当（平成22年4月1日現在）**

	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容		
	貸家等の家賃を支払っている職員に支給 ・家賃月額23,000円以下 手当額=支払家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超 手当額=(支払家賃-23,000円)× 1/2+11,000円	同			

通勤手当	通勤に交通機関を利用する職員に支給 ・運賃相当額(限度額55,000円) 自動車等の交通用具を使用する職員に支給 片道 2km以上 5km未満 月額2,000円 片道 5km以上10km未満 月額4,100円 片道10km以上15km未満 月額6,500円 片道15km以上20km未満 月額8,900円 片道20km以上25km未満 月額11,300円 片道25km以上30km未満 月額13,700円 片道30km以上35km未満 月額16,100円 片道35km以上40km未満 月額18,500円 片道40km以上45km未満 月額20,900円 片道45km以上50km未満 月額21,800円 片道50km以上55km未満 月額22,700円 片道55km以上60km未満 月額23,600円 片道60km以上km以上 月額24,500円	同		千円 30,349	円 55,584
管理職手当	1種(部長等) 月額45,910円 2種(課長等) 月額34,008円	異 (低い)	国は特別調整額として支給	千円 21,242	円 416,510
単身赴任手当	異動により転居し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、距離制限を満たす職員に支給 ・月額23,000円に交通距離(職員の住居と配偶者の住居までの距離)に応じて上限45,000万円を加算した額	同		千円 348	円 348,000
休日勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が休日であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×1.35×勤務時間	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時)であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×0.25×勤務時間	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき5,200円 勤務した時間が5時間未満の場合は半額	異 (高い)※	国は勤務1回につき4,200円	千円 2,560	円 4,013
管理職員特別勤務手当	管理、監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した場合に支給 管理職手当支給割合に応じ、6,000円～8,000円	異 (低い)	国は管理職手当の支給割合に応じ6,000円～27,000円	千円 0	円 0
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所を離れて本市に滞在する者に支給 1日につき6,620円以内	—	—	千円 0	円 0
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,400円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額7,360円	同		千円 35,802	円 56,116

※地方公務員については、労働基準法の適用を受け、手当支給額の計算方法が国と異なるため。

## 6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高 / 最低額			
給料	市長	928,000円	1,014,000円 / 401,500円	
	副市長	768,000円	822,000円 / 399,600円	
	総合支所長	580,000円	—円 / —円	
報酬	議長	459,000円	543,000円 / 305,000円	
	副議長	383,000円	503,000円 / 250,000円	
	議員	360,000円	475,000円 / 240,000円	
期末手当	(平成22年度支給割合)			
	市長	6月期 1.45月分		
	副市長	12月期 1.65月分		
	議長	計 3.10月分		
退職手当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×勤務月数×50/100	22,272,000円	任期ごと
	総合支所長	給料月額×勤務月数×35/100	12,902,400円	任期ごと
	特命副市長	給料月額×勤務月数×35/100	11,440,800円	任期ごと
	総合支所長	給料月額×勤務月数×20/100	2,784,000円	任期ごと
備考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、総合支所長にあつては2年＝24月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

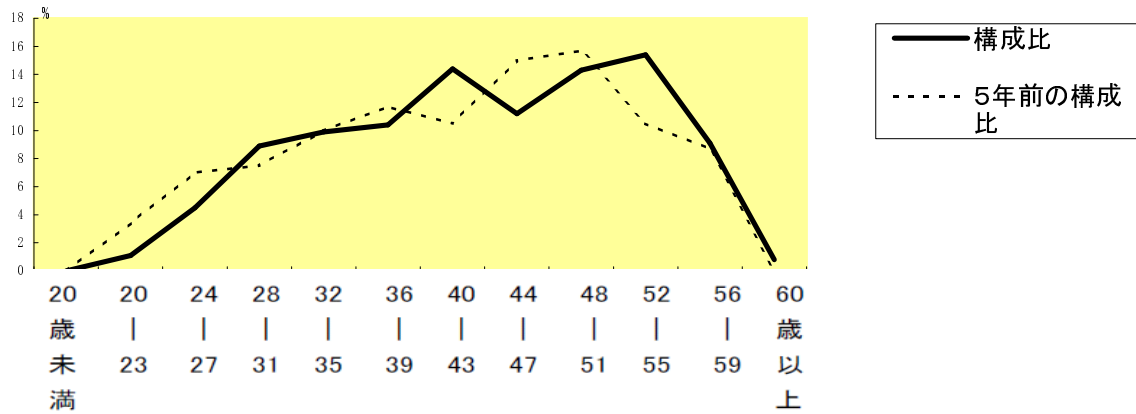
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	業務見直しによる人員の増減
		総務	126	128	2	
		税務	48	47	-1	
		労務	1	1	0	
		農林水産	34	32	-2	
		商工	29	29	0	
		土木	49	52	3	
		民生	202	195	-7	
		衛生	46	48	2	
	計	540	537	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.0 人	
	教育	98	96	-2		
	消防	-	-	-		
	小計	638	633	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.5 人	
公営企業等部門	病院	15	15	0	下水道事業の充実	
	水道	28	28	0		
	交通	3	3	0		
	下水道	21	23	2		
	その他	32	32	0		
小計	99	101	2			
総合計		737	734	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.8 人	
		[ 862 ]	[ 862 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は消防職等を除く、一般職に属する職員の数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

**(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）**



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	33人	65人	73人	76人	106人	82人	105人	113人	67人	6人	734人

(注) 5年前の構成比に高遠町・長谷村は含まれていません。

**(3) 職員数の推移**

(単位: 人・%)

部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	573	558	574	556	540	537	-36 (-6.3%)
教育	134	114	104	98	98	96	-38 (-28.3%)
普通会計	707	672	678	654	638	633	-74 (-20.9%)
公営企業等会計	125	127	105	103	99	101	-24 (-19.2%)
総合計	832	799	783	757	737	734	-98 (-11.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。  
2 合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

**8 勤務時間等の状況（標準的なもの）**

(平成22年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間		休憩時間		休息时间
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分	午後1時00分	廃止

(注) 市民課及び保育園等では、時差出勤を導入しています。

**9 年次有給休暇の取得状況**

平成21年1月1日～平成21年12月31日

付与日数	平均取得日数
1年につき20日 〔翌年への繰越最高20日〕	9.0日

年次有給休暇のほか、次のような休暇があります。

- ・療養休暇
- ・特別休暇（産前・産後休暇、ボランティア休暇など）
- ・介護休暇
- ・組合休暇

**10 育児休業の取得状況**

(平成21年度)

区分	女性	男性
新規取得	14人	0人
前年度から継続	8人	0人

## 1.1 処分の状況

(平成21年度)

区分	分限処分					懲戒処分				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
職員数	0人	7人	0人	0人	7人	1人	0人	10人	0人	10人

(注)1 人数は延べ人数によるものです。

- 2 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない時に公務能率の維持・向上のために、職員の意に反して行う処分。いわゆる「病気休職」など。
- 3 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、秩序維持のために職員の責任を追及して行う制裁。

## 1.2 福利厚生状況

### (1) 職員共済組合

- ・長野市町村職員共済組合において、短期給付(医療保険)長期給付(年金)、福祉事業(保健事業・貸付事業)を行っており、職員は共済組合の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき費用負担をしています。

### (2) 職員健康診断の実施状況

(平成21年度)

主な検診内容	受診者数
定期健康診断	699人
胃 検 診	280人
大 腸 検 診	279人
子宮がん検診	110人
乳がん検診	139人

その他に、VDT検査、B型肝炎検査などを実施しています。

### (3) 職員の労働安全衛生対策

- ・伊那市職員安全衛生委員会の開催
- ・職場巡視の実施
- ・健康相談の実施(産業医・保健師・臨床心理士など)

### (4) 職員互助会の設置

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健その他厚生に関する事業を実施するため伊那市職員互助会が組織されています。
- ・会の運営は、会員からの会費(毎月 給料月額 $\times$ 3/1000)と市からの委託料で行われています。なお、平成21年度に市から職員互助会へ支払われた委託料は、職員1人あたり3,969円でした。

## 1.3 公務災害の認定状況

(平成21年度)

区 分	認定件数
公務災害	3件
通勤災害	0件

## 1.4 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(平成21年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

公務上や通勤途上での災害については、地方公務員災害補償基金から補償が行われます。